

法務講座 ②

担保について(2) 留置権

寺本法律会計事務所
弁護士
磯井 美葉

今回は、前回に引き続き、担保についてご説明します。

これからお話しする「留置権」「先取特権」は、一般的に言われているような、借金をするときに設定する担保とは少し異なっており、当事者の合意がなくても、法律上定められた原因によって成立するものです。

このような制度について、基本的な知識を持つておくと、債権回収に不安があったり、取引先が倒産したりしたときに、対応策として利用できることがあります。今回はまず、留置権についてご説明します。

●留置権とは

たとえば、Aさんの持っている機械が壊れたために、Bさんのところへ持ち込んで、修理を依頼したとします。ところがAさんは、Bさんに修理代金を支払わないうちに、機械を使いたい、自分の所有物なのだから、返してほしい、と言ってきました。この場合、Bさんは機械を返さなければならぬのでしょうか？

この場合、Bさんは、法律上、修理代金を支払ってもらうまで機械を返さない、という主張をすることができません。このような主張をすることができるといいます。これを、留置権といえます。

(1) 留置権の成立条件

留置権の主張ができる場合は、次の4つの条件を満たす場合です。

①他人の物を占有していること

先ほどの事例で言うと、Bさんは、修理のためにAさんの機械を預かっているため、他人であるAさんの物を占有しているということになります。

②その物に関して生じた債権を有していること

Bさんは、Aさんに対して、機械の修理代金を請求する債権を持っています。この債権は、機械の修理に関して発生した債権ですから、「その物、つまり機械に関して生じた債権」であるといえます。

③債権が弁済期にあること

たとえば、Bさんが、修理を頼まれたときに、「修理は1週間程度でできるだろうが、修理代金は来月末まで」というような特別の約束をしていた場合、修理代金の弁済期はまだ来ておらず、Bさんは、来月末にならなければ修理代金を取り立てることができません。その場合には、たとえまだ代金をもらっていないなくても、機械の返還を拒否することができません。

④占有が不法行為で始まっていること

たとえば、Bさんが、Aさんの機械を盗んできた場合を考えてみます。盗んできた機械が壊れていたため、Bさんは費用をかけて修理をしました。Aさんは、機械の所有者として、当然、機械を返還せよという権利がありますが、その場合でも、Bさんの行った修理が、必要・有益なものであれば、BさんはAさんに対して、修理費用を払ってくれという権利があります。

しかし、その場合、AさんはたしかにBさんに修理費用を払わなければなりません。機械を「盗む」という不法行為によって物を占有したBさんに留置権は成立せず、修理費用を払ったか否かにかかわらず、直ちに物を返還しなければならない、という結論になります。

(2) 商事留置権

これまでの4つの条件は、一般的な留置権についてのものですが、会社や事業者などが商売上取得する債権については、商事留置権というものがあります。商事留置権については、2番の「その物に関して生じた債権を有していること」との条件は要求されません。つまり、「機械とその修理代金」のように、必ずしもその取引と直接関係のある物でなくても、留置権を主張することができます。

(3) 留置権の効果

Bさんに留置権が成立する場合、Bさんは、修理代金を支払ってもらうまで、機械の返還を拒むことができます。それによって、Aさんに修理代金の支払いを促す効果があるのです。ただし、Aさんがいつまでも代金を支払ってくれない場合、Bさんが手元にある機械を第三者に売却して、その売却代金から自分の修理代金を受け取ることはできません。

また、Bさんに、法律上機械を手元においておく権利があるとしても、その機械はあくまでもAさんの所有物ですから、勝手に自分のために使用したり、不用意に壊したり盗まれたりすることのないよう、きちんと管理しておかなければなりません(善管注意義務)。

また、Bさんが、代金の支払いを受けないまま、いったんAさんに機械を返還してしまった場合、留置権は消滅してしまいます。つまり、「まだ代金を受け取っていないのだから、やっぱり物は返さない。もう一度物をこっちによこせ」とはいえません。なお、債務者が破産すると、通常は留置権は主張できなくなりますが、商事留置権に関しては、留置権の成立した「物」の処分代金から優先的な弁済を受けることが認められています。

法人協会ニュース

■“21アグリビジネス養成塾第1回中央研修会”を開催しました！

当協会が初めて主催する“21アグリビジネス養成塾”の第1回中央研修会(11月10~12日)が無事終了しました。今期(第4期)の塾生は11人(男性10人、女性1人)で、年々参加者が減少傾向にあるのが残念ですが、2日半、朝から夜遅くまでのハードスケジュールにもかかわらず、全員が初回の研修をこなしました。このあと、11人は年明けの第2回研修会を経て仕事の現場でOJTを兼ねながら来年秋までに経営課題解決に向けたプレゼンテーションを作成する段取りとなっており、「養成塾」の修了証書を手にするまでは、まだ長い道のりではありますが、若さとひたむきさ、夢と希望をもって、さらにチャレンジしてってもらいたいと思います。社員の参加にご協力いただいた法人経営者の皆様にこの場を借りまして御礼申し上げます。

■“NPO阿蘇エコファーマーズセンター”が始動

熊本県阿蘇地方で、新規就農者の積極的な受入を行ってきた(有)木之内農園が母体となり、新規就農希望者の研修を行う「NPO阿蘇エコファーマーズセンター」(木之内均理事長)が10月24日、熊本県のNPO法人認証を得て、本格始動します。詳しくは、ホームページ <http://www.asoeco.jp> をご覧ください。

農業法人も「モノづくり」だけでなく「人づくり」が大事です。しかし、経営内で社員、特に幹部社員を養成することは、時間的・コスト的にも大変なのが実態です。当協会は、今後とも経営者や社員・経営後継者の研修・人材養成に一層力を入れていく所存です。どうぞよろしく申し上げます。

「AgriBusiness 経営塾」173号
2003年11月13日発行

発行：
社団法人 日本農業法人協会
東京都港区虎ノ門1-25-5
虎ノ門34MTビル
〒105-0001

Tel : 03-5156-0365
Fax : 03-5156-0366
E-mail : hojin@nca.or.jp
URL : <http://www.hojin.or.jp/>